

反則行為となる自転車の違反行為

※ 反則行為：交通反則通告制度の対象となる違反行為

反則行為※の基本的な考え方

交通違反の急増に伴い、一億総前科者となる事態を防ぐため、通常の刑事手続によらず違反処理をする交通反則通告制度が昭和42年に設けられた。

➡ 交通反則通告制度の簡易迅速な処理になじむ、現認可能・明白・定型的な違反行為が反則行為とされている。

反則行為

- 警察官が現認可能な明白で定型的な違反行為（約150種類）
例：信号無視、一時不停止等



左記以外の違反行為

- 反社会性・危険性が高く、簡易迅速に処理する必要性の低い違反行為や定型性を欠く違反行為（約40種類）
例：酒酔い運転、妨害運転等

反則行為となる自転車の違反行為（案）

反則行為

- 自動車等についても反則行為とされている違反行為（約110種類）
例：信号無視、一時不停止等
- 自転車に固有の違反行為（5種類）
例：普通自転車の歩道徐行等義務違反等



左記以外の違反行為

- 自動車等についても反則行為とはされていない違反行為（約20種類）
例：酒酔い運転、妨害運転等
- 自転車に固有の違反行為（4種類）
例：自転車運転者講習受講命令違反等

➡ 自転車についても、自動車等と同様、現認可能・明白・定型的な違反行為については、簡易迅速に処理するため、一律に反則行為とする。

※ 取締りの重点対象行為との関係（反則行為を限定すべきか）

【取締りの重点対象行為】 ※ 反則行為に限る。

= 歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反行為

例：信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）、一時不停止等
（令和4年は、信号無視・一時不停止が検挙件数全体の約7割）

【反則行為】

⇒ 違反者が、反則金を納付することにより、通常の刑事手続によることなく、簡易迅速に違反処理を終結することができる

〔違反者・警察双方の負担軽減につながるというメリット〕

反則制度のメリットを踏まえると、反則行為を取締りの重点対象行為に限定する必要性は低い。

⇒ 取締りの重点や実績等にかかわらず、現認可能・明白・定型的な違反行為は一律に反則行為とすることが適当。